



運営指導における主な 指摘事項等について

岐阜市指導監査課

GIFU CITY



1 指導監査について

■運営指導・監査の実施形態

指導体制についてはその目的に応じて、「指導」と「監査」の2つの実施形態があります。

【指導】

(1) 集団指導

各介護保険サービス事業者等に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、原則として年1回講習会形式で行います。

(2) 運営指導

サービスの内容等又は介護給付費等の請求の適正化を図ることを目的に定期的を実施します。

前年度の指導結果等を踏まえ必要と判断される場合や、苦情の通報などがあれば、当該年度も運営指導を実施することがあります。

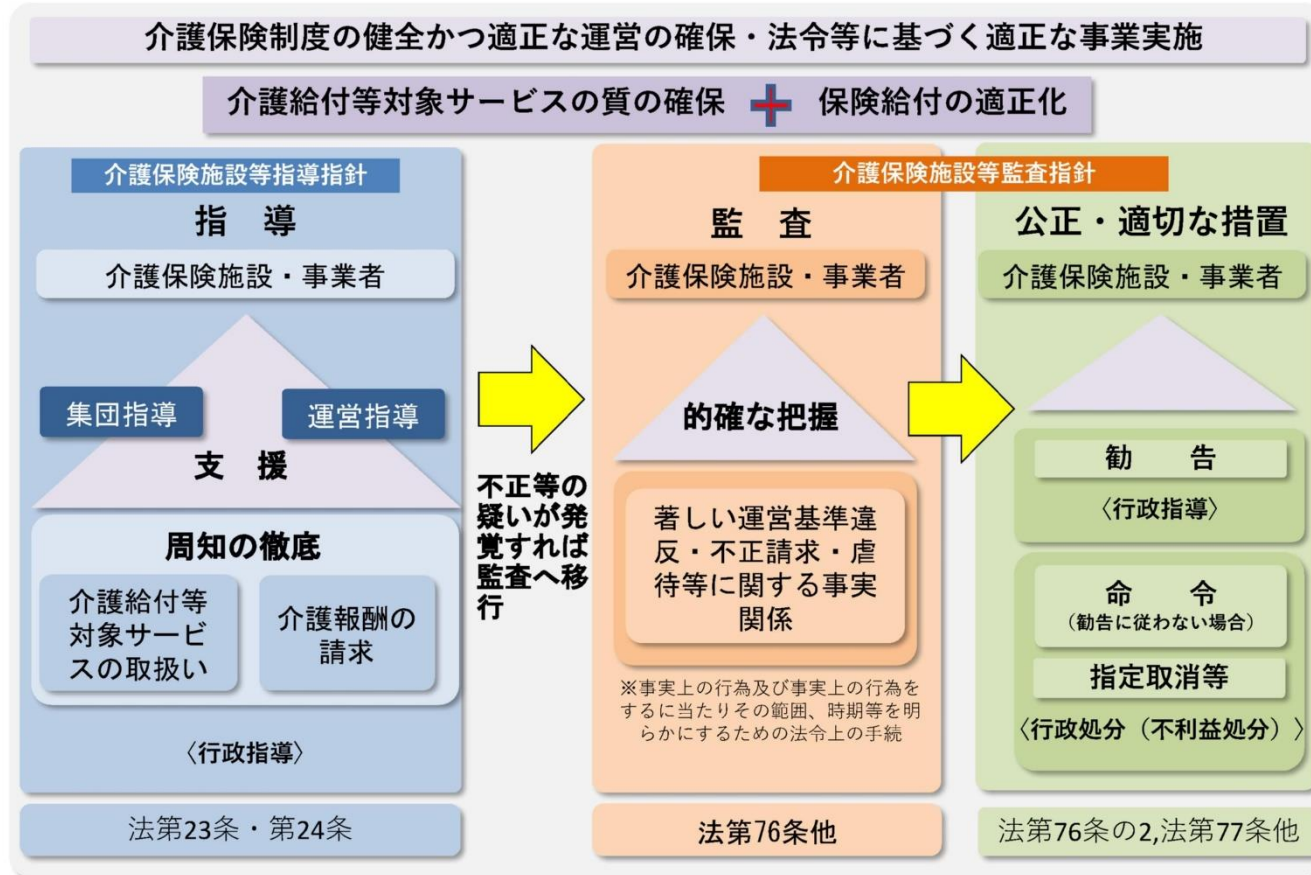
また、緊急時等、必要に応じ速やかな状況確認が必要な場合、事前に通知を行うことなく運営指導を実施する場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

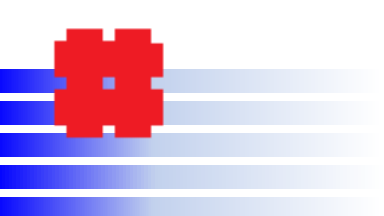
【監査】

サービスの内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合またはその疑いがある場合(指定基準違反等)に、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施します。

1 指導監査について

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督





1 指導監査について

指導の目的

○介護サービスの質の確保

○保険給付の適正化



「指導」＝「行政指導」

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化

介護保険施設・事業者

支援

集団指導

実地指導

- ・ 事業所への立入検査権限はない
- ・ 犯罪捜査のために認められた権限ではない（立入検査権限がある監査も同様）

介護給付等対象
サービスの取扱い

周知の徹底

介護報酬の請求

5



1 指導監査について

令和6年度指導監査重点項目

- 1 運営規程、重要事項説明書及び契約書において、説明すべき内容に不備がないか。
- 2 避難確保計画に基づく避難訓練の実施等、防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。
- 3 利用者・職員の秘密保持対策は適切に行われているか。
- 4 報酬請求等は適正に行われているか。請求の根拠となる書類は保管されているか。
- 5 業務継続計画の策定及び計画に従い必要な措置が講じられているか。
- 6 虐待の防止のため必要な措置は講じられているか。



2 主な指摘事項について

《運営関係》

(1) 衛生管理

【主な指摘事項】

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための取り組みが不十分
 - ・指針の策定、委員会の設置及び開催（開催後の周知）、研修及び訓練の実施
- ②タオル、髭剃り等が共用されている。
- ③検食の保存について、原材料等が一部保存されていない。（入所系）
- ④福祉用具の保管及び消毒の委託について、業務の実施状況に関する定期的な確認等が十分にされていない。（福祉用具貸与）



2 主な指摘事項について

(2) 非常災害対策(通所系、入所系サービス)

【主な指摘事項】

- ① 棚等の転倒防止策が施されていない。避難経路に物が置かれ、避難時の妨げになっている。
- ② 定期的に避難訓練を行っていない。または実施した記録が確認できない。
- ③ 消防設備の定期点検(機器点検を6月に1回、総合点検を1年に1回実施)が実施されていない。
- ④ 浸水等を想定した避難確保計画が作成されていない。
- ⑤ 浸水等を想定した避難訓練を行っていない。または実施した記録が確認できない。避難訓練実施後、結果を岐阜市都市防災政策課に報告していない。



2 主な指摘事項について

(3) 業務継続計画

【主な指摘事項】

- ①感染症発生時、非常災害発生時のいずれか、または両方の業務継続計画が策定されていない。
- ②研修及び訓練が未実施。または実施した記録が確認できない。

以下の基準に適合していない場合、業務継続計画未実施減算が適用されます。

(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- (2)当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算適用なし。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算適用なし。



2 主な指摘事項について

(4) 身体拘束等について その1

【主な指摘事項】

- ①身体拘束に関する利用者家族等からの同意書が確認できない。
- ②身体拘束を行った経過観察記録や身体拘束の廃止に向けて検討した状況についての記録が確認できない。
- ③身体拘束等の適正化を図る措置が講じられていない。

※身体拘束は、指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」に認められていますが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件をすべて満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

- ①切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



2 主な指摘事項について

(4) 身体拘束等について その2

以下の措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。
((地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

- (1) 緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
(記録は5年間保存してください。)
- (2) 身体拘束等の適正化のための委員会を3月に1回以上開催すること。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施すること。

※1 減算対象とならないサービスにおいても、上記の(1)に示す内容は必ず行ってください。

※2 短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型介護については、令和7年3月31日までは減算適用なし。

(備考)障害福祉サービスでは全てのサービスで減算適用されるため、注意してください。



2 主な指摘事項について

(5) 高齢者虐待の防止について

【主な指摘事項】

- ① 高齢者虐待の防止のための指針に規定すべき内容が不十分。
- ② 高齢者虐待防止委員会の未設置、委員会の未開催。委員会の内容を職員に周知していない、または周知した記録が確認できない。

以下の措置を講じていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算が適用されます。
(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

- (1) 高齢者虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



2 主な指摘事項について

(6)内容及び手続の説明及び同意・運営規程

【主な指摘事項】

〈運営規程・重要事項説明書・契約書〉

- ①虐待の防止のための措置に関する事項が運営規程に規定されていない。
- ②介護保険の自己負担額が1割、2割の場合のみ記載されている。
- ③運営規程と重要事項説明書の内容が相違している。
(営業日(営業時間)、通常の事業の実施地域)

〈重要事項説明書・契約書〉

- ④苦情受付窓口が記載されていない、または連絡先の間違い等。
(岐阜市、岐阜県国民健康保険団体連合会等)
- ⑤運営規程の概要等、重要事項が未揭示。(閲覧可能になっていない。)
- ⑥日付等の記載漏れ、修正テープ等での修正。



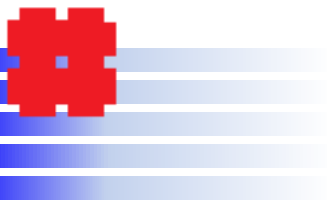
2 主な指摘事項について

(7)サービスの提供の記録

【主な指摘事項】

- ①サービス提供記録の内容が不十分である。
- ②居宅サービス計画に沿ってサービスが提供されていない。やむを得ない理由で日時等の変更があった場合等、経緯について記録されていない。

※サービス提供に係る記録は、基本報酬だけでなく加算請求に係る根拠ともなりますので、事業者は利用者にサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するようにしてください。



2 主な指摘事項について

(8)事故報告時の対応(全事業)

【主な指摘事項】

- ①「サービスの提供により利用者がけがをし、外部の医療機関を受診した」「疥癬に感染した利用者がある」等、岐阜市へ報告が必要な事例について、事故・事件報告書が介護保険課へ提出されていない。
⇒「岐阜市介護保険施設等における事故・事件発生時の報告
取扱い基準」により報告をお願いします
- ②ヒヤリハット記録が作成されていない。または作成されているが、職員間で情報共有されていない。



2 主な指摘事項について

(9)介護給付費及び各種加算について(全事業)

【主な指摘事項】

〈一例〉

- ①介護職員処遇改善加算について、賃金改善等の内容を職員に通知したことが確認できない。
- ②加算算定の根拠となる記録が確認できない、または内容が不十分。

※各種加算や減算については、その要件を必ず確認し、確実に要件を満たした上で介護報酬請求するようお願いします。

要件を満たしていない場合、介護報酬の過誤調整等をしていただくことになります。



2 主な指摘事項について

《人員関係》

(10) 勤務体制の確保等(全事業)

【主な指摘事項】

- ①勤務表について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていない。
- ②職員の兼務関係が勤務表から確認できない。
- ③法人代表者が基準人員としてシフトに入っているが、出退勤の記録がなく勤務時間が確認できない。



2 主な指摘事項について

(11) 秘密保持等(全事業)

【主な指摘事項】

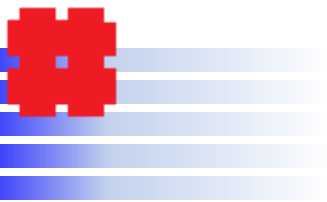
従業者であった者が利用者等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置がとられていない。

※採用時以降、退職後についても守秘義務を守る旨を記載した誓約書の提出を求める、雇用契約書に秘密を保持する旨を明記するなど、必要な対応をしてください。

(12) 職員の資格証(全事業)

【主な指摘事項】

- ①資格が必要な職員の資格証の写しが確認できない。
- ②認知症介護基礎研修の受講記録が確認できない。

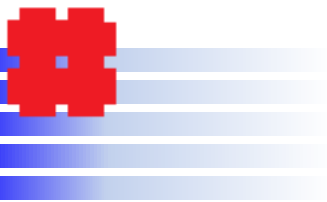


2 主な指摘事項について

(13) 職員の健康診断(全事業)

【主な指摘事項】

- ①職員に対する定期健康診断(1年以内ごとに1回)が実施されていない。
- ②深夜業を含む業務に従事する職員について、6か月以内ごとに1回の健康診断が実施されていない。
- ③定期健康診断で必要な検査項目が受診されていない。



2 主な指摘事項について

(14)職員の研修(全事業)

【主な指摘事項】

- ①職員に対する研修が実施されていない、または研修の記録が確認できない。
- ②研修参加者(出席者)以外への周知が行われていない。

※運営基準において実施が必要とされている研修(入所系の一例)

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練(年2回以上実施)
- ・事故発生の防止のための職員に対する研修(年2回以上実施)
- ・身体的拘束等の適正化のための研修(年2回以上実施)
- ・高齢者虐待の防止のための研修(年2回以上実施)
- ・業務継続計画についての研修・訓練(年2回以上実施)



令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月 15 日)

○虐待防止委員会及び研修について

問 170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。



(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的を実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・ また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

(※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。



ご清聴ありがとうございました。